

フランコフォニーとは何か (1)

——フランス語は何ヶ国で話されているか——

長 沼 圭 一

1. はじめに

かつてはフランス語専攻といえば、その対象はほぼフランスという一つの国に限られていた。しかしながら、今ではフランス周辺のスイス、ベルギーに加え、カナダやアフリカ諸国など、フランス語を用いて学ぶ対象は非常に幅広くなっている。それだけ「フランコフォニー」というものが日本の中でも広く認知されるようになったのであろう。

では、この「フランコフォニー」とは一体何であろうか。「フランス語圏」と言い換えられることがよくあるが、それはどれだけの国や地域を含むものなのであろうか。そもそも、何をもってして「フランス語圏」として認められるのであろうか。本稿ではこのことについて探っていくことにする。

2. 「フランコフォニー」の定義

「フランコフォニー」とはどのように定義されるのであろうか。*Le Petit Larousse* は *francophonie* という語について次のように説明している。

Communauté de langue des pays francophones ; ensemble des pays francophones. – Collectivité que forment les peuples parlant le français. (*Le Petit Larousse* 2003, p. 450)

(フランコフォンの国々の言語共同体、すなわちフランコフォンの国々の総体。フランス語を話す国民が成す集合体。)

一方、鳥羽 (2012) は「フランコフォニー」について次のように述べている。

「フランコフォニー」(la francophonie) という名詞を英語圏、スペイン語圏、ポルトガル語圏などと並ぶ言語共同体の一つと捉え、「フランス語圏」と翻訳することが多い。しかし、実際の「フランコフォニー」は言語共同体の枠組みには収まらない広義なものであり、「フランス語圏」という訳語はその一面を示すのみである。したがって、本書のなかで、「フランス語圏」と記載するときには、もっぱら言語的側面に着目し、フランス語が人々の公用語あるいは共通語として話されている地域・国家を指すこととし、これより広義なものとして「フランコフォニー」という概念を使用する。

なお、「フランス語圏」あるいは「フランス語圏諸国」といっても、ことはそれほど簡単ではない。それというのも、「フランス語を話す」という明確な基準に基づくようであるが、フランス語圏の国はいくつあるのか、世界のフランス語話者は何人か、といった質問に正確に答えることはできないからである。(p. 2)

すなわち、鳥羽は「フランコフォニー」と「フランス語圏」という術語を使い分けており、先に見た *Le Petit Larousse* における francophonie という語の定義は鳥羽の言う「フランス語圏」に近いことになる。

また、西山(2003)は次のように述べている。

小文字で始まる francophone とは、フランス人地理学者オネジム・ルクリュ *Onésime Reclus* (1837-1916) が1880年に刊行した『フランス、アルジェリアならびに諸植民地』*France, Algérie et colonies* の中で初めて使用した概念である。その中でルクリュは francophone を「フランス語話者」、francophonie を「フランス語話者集団」と捉えている¹⁾[後略] (p. 22)

本稿では、「フランコフォニー」という表現を、おおよそルクリュや *Le Petit Larousse* の francophonie という語の定義に近い「フランス語話者の集まりとしてのフランス語圏」の意味で用いることとする。

その際に問題となるのは、フランス語がその国や地域においてどのようなステータスにあるかということである。鳥羽(2012)からの引用の中に、「公用語」、「共通語」といった表現が見られるが、その他にも「母語」な

のか「国語」なのかといったことも考えられる。このような言語のステイタスにはどのような違いがあるのであろうか。

亀井他 (1996) において、「公用語」、「共通語」、「母語」、「国語」は以下のように定義されている。

公用語：国家、官庁などの国家機関、公的団体などが、対外的・対内的にその使用を公的に認めている言語。たいていは憲法で規定されている。(p. 539)

共通語：言語・方言を異にする2つ以上の集団の成員間でのコミュニケーションに使われる言語。この場合、A、Bという2つの集団間の共通語Xは、AでもBでもない第3の言語であってもかまわない。(p. 292)

母語：言語習得の観点からみたとき、母語とは文字通り「母親の言語」で、人が生後母親から自然に習得する言語の変種をさす。ただし、母親の役割が生みの親以外の別の変種を話す成人にとって代わられることもあるし、成長するにつれて自分の属する家族環境や言語社会の母親以外の成員からも言語的影響を受けることが多くなり、やがては自分と同年輩のグループの話す言語の変種と自分の話す言語のモデルを同一視する傾向も無視できないので、ある人の母語を特定することは一見簡単そうで実はそうではない。(p. 1304)

国語：国家語ともいう。1つの国家の中枢を形成している民族の、公の性格をになった言語。国民共通語ともいうべき性質をもつ。国語に近い術語に標準語 (standard language)、公用語 (official language)、共通語 (common language) があり、相互に共通する部分も多い。(p. 546)

これら4つの言語的ステイタスのうち、一般に憲法の中に明文化されている「公用語」がもっとも客観的に明確であると考えられる。残りの3つのステイタスについては、多くの場合、自然発生的であり、必ずしも明確なものではないと言える。

では、世界にフランス語を公用語として定めている国や地域はどれくらいあるのだろうか。次章ではこのことを取り上げてみる。

3. フランス語を「公用語」とする国・地域

憲法で規定されているか否かによってフランス語が公用語であるか否かを判断するとしても、実際にすべての国についてこのことを調べることは極めて困難である。

ナドー、バーロウ (2008) は、「フランス語は33か国で公用語とされ、英語の45か国に次いで2位の地位を占めている」(まえがき p. vi) と述べており、この著書の改定版である NADEAU & BARLOW (2011) の統計では、フランス語を公用語とする国は少し増えて36という数字が挙げられている (cf. p. 447)。ただし、この数値は、純粋に国単位でフランス語を公用語としている場合だけでなく、国単位では公用語ではなくとも、国の中に含まれている州や自治領のようなより小さな地域単位でフランス語が公用語とされている場合も含まれている。また、鳥羽 (2012) は、国家だけでなく、州やフランスの海外領土を計上したものとして54という数字を挙げ、国の数としては34という数字を示している (cf. pp. 7-8)。

一方、フランスの外務省のホームページでは、フランス語が29の国において公用語となっていることが述べられている²⁾。フランスの外務省のホームページにこの29ヶ国の内訳は記されていないが、フランスの内務省のホームページでは以下の29ヶ国の名前が挙げられている³⁾。

République démocratique du Congo (コンゴ民主共和国)
France (フランス)
Canada (カナダ)
Madagascar (マダガスカル)
Cameroun (カメルーン)
Côte d'Ivoire (コートジボワール)
Burkina Faso (ブルキナファソ)
Niger (ニジェール)
Sénégal (セネガル)
Mali (マリ)

フランコフォニーとは何か (1)

Rwanda (ルワンダ)
Belgique (ベルギー)
Guinée (ギニア)
Tchad (チャド)
Haïti (ハイチ)
Burundi (ブルンジ)
Bénin (ベナン)
Suisse (スイス)
Togo (トーゴ)
République centrafricaine (中央アフリカ共和国)
République du Congo (コンゴ共和国)
Gabon (ガボン)
Comores (コモロ)
Guinée équatoriale (赤道ギニア)
Djibouti (ジブチ)
Luxembourg (ルクセンブルク)
Vanuatu (バヌアツ)
Seychelles (セーシェル)
Monaco (モナコ)

なお、フランスの内務省のホームページにおいては、フランス語を公用語とする非独立地域 (entités dépendantes) として以下のものが挙げられている。

Polynésie française (フランス領ポリネシア)
Nouvelle-Calédonie (ニュー・カレドニア島)
Vallée d'Aoste (ヴァッレ・ダオスタ州)
Jersey (ジャージー島)
Guernesey (ガーンジー島)
Saint-Martin (サン・マルタン島)
Wallis-et-Futuna (ウォリス・フツナ諸島)
Saint-Barthélemy (サン・バルテルミー島)
Saint-Pierre-et-Miquelon (サン・ピエール島とミクロン島)

Terres australes et antarctiques françaises (フランス領南方・南極地域)
Clipperton (クリッパートン島)

また、フランコフォニー国際組織 (OIF : Organisation internationale de la Francophonie) のホームページでもフランス語を公用語とする国の数は29となっており、さらにそのうちフランス語を唯一の公用語とする国の数が13、フランス語が他の言語とともに公用語となっている国の数が16と示されている⁴⁾。

フランス語を唯一の公用語とする国

Bénin (ベナン)
Burkina Faso (ブルキナファソ)
Congo (コンゴ)
Congo RD (コンゴ民主共和国)
Côte d'Ivoire (コートジボワール)
France (フランス)
Gabon (ガボン)
Guinée (ギニア)
Mali (マリ)
Monaco (モナコ)
Niger (ニジェール)
Sénégal (セネガル)
Togo (トーゴ)

フランス語を他の言語とともに公用語とする国

Belgique (ベルギー) [+オランダ語、ドイツ語]
Burundi (ブルンジ) [+ルンディ語]
Cameroun (カメルーン) [+英語]
Canada (カナダ) [+英語]
Centrafrique (中央アフリカ) [+サンゴ語]
Comores (コモロ) [+コモロ語、アラビア語]
Djibouti (ジブチ) [+アラビア語]
Guinée équatoriale (赤道ギニア) [+スペイン語]
Haïti (ハイチ) [+クレオール]

フランコフォニーとは何か (1)

- Luxembourg (ルクセンブルク) [+ドイツ語、ルクセンブルク語]
- Madagascar (マダガスカル) [+マラガシ語]
- Rwanda (ルワンダ) [+英語、ルワンダ語]
- Seychelles (セーシェル) [+クレオール、英語]
- Suisse (スイス) [+ドイツ語、イタリア語、ロマンシュ語]
- Tchad (チャド) [+アラビア語]
- Vanuatu (バヌアツ) [+英語、ビスラマ語]

なお、フランコフォニー国際組織のホームページでは約15の連邦州や自治領においてフランス語が唯一または他の言語とともに公用語となっていることについても言及されている。

フランス語を公用語とする連邦州または自治領

Belgique (ベルギー)

Fédération Wallonie-Bruxelles (ワロニー・ブリュッセル連邦)

Canada (カナダ)

Nouveau-Brunswick (ニュー・ブランズウィック州) [+英語]

Nunavut (ヌナブト準州) [+英語、イヌクティトゥット語]

Québec (ケベック州)

Territoires du Nord-Ouest (ノース・ウエスト準州) [+英語、チペワイアン語、クリー語、ドグリブ語、グウィッチン語、イヌクティトゥット語、スレイビー語]

Yukon (ユーコン準州) [+英語]

Inde (インド)

Pondichéry (ポンディシェリー) [+英語、マラヤーラム語、タミル語、テルグ語]

Italie (イタリア)

Val-d'Aoste (ヴァッレ・ダオスタ州) [+イタリア語]

Suisse (スイス)

Berne (ベルン州) [+ドイツ語]

Fribourg (フリーブール州) [+ドイツ語]

Genève (ジュネーヴ州)

Jura (ジュラ州)

Neuchâtel (ヌーシャテル州)

Valais (ヴァレー州) [+ドイツ語]

Vaud (ヴォー州)

フランス語を公用語とする地域については、フランス内務省では主にフランスの海外領土、フランコフォニー国際組織ではフランス国外の地域に言及しているため、挙げられている地域が異なっているが、フランス語を公用語とする国についてはどちらも29ヶ国として、挙げられている国は完全に一致している。これら29の国がフランス語を公用語とする国であると考えてよいであろう⁵⁾。

4. フランス語を「通用語」とする国

では、フランス語を公用語としていないが、フランス語が使用されている国はどれくらいあるのであろうか。日本の外務省のホームページの「国・地域」を参照し⁶⁾、「言語」の項目をすべての国と地域について調べてみた。その結果、「フランス語」あるいは「仏語」の記述があった国と地域は以下のとおりである。

地域	国名	言語
大洋州	バヌアツ共和国	ビスラマ語(ピジン英語)、英語、仏語(いずれも公用語)
北米	カナダ	英語、フランス語が公用語
中南米	ドミニカ国	英語(公用語)、フランス語系クレオール語
	トリニダード・トバゴ共和国	英語(公用語)、ヒンディー語、フランス語、スペイン語、トリニダード・クレオール語等
	ハイチ共和国	フランス語、ハイチ・クレオール語(共に公用語)
欧州	アンドラ公国	カタルニア語(公用語)、スペイン語、ポルトガル語、フランス語
	イタリア共和国	イタリア語(地域により独、仏語等少数言語あり)
	スイス連邦	独語(63%)、仏語(23%)、伊語(8%)、ロマンシュ語(0.5%)(2016年、スイス連邦統計庁)
	バチカン	公用語はラテン語。また、一般に外交用語はフランス語、業務用語はイタリア語。

フランコフォニーとは何か (1)

	ベルギー王国	オランダ語, フランス語, ドイツ語
	モナコ公国	フランス語 (公用語)
	ルクセンブルク大公国	ルクセンブルク語, フランス語, ドイツ語
中東	レバノン共和国	アラビア語 (仏語及び英語が通用)
アフリカ	アルジェリア民主人民共和国	アラビア語 (国語, 公用語), ベルベル語 (国語, 公用語), フランス語 (国民の間で広く用いられている)
	ガボン共和国	仏語 (公用語)
	カメルーン共和国	フランス語, 英語 (共に公用語), その他各部族語
	ギニア共和国	フランス語, 各民族語 (ブル, マリンケ, スーサー等)
	コートジボワール共和国	フランス語 (公用語), 各民族語
	コモロ連合	フランス語・アラビア語・コモロ語の3言語が公用語
	コンゴ共和国	フランス語 (公用語), リンガラ語, キトゥバ語
	コンゴ民主共和国	フランス語 (公用語), キコンゴ語, チルバ語, リンガラ語, スワヒリ語
	ジブチ共和国	アラビア語, 仏語
	セーシェル共和国	英語, 仏語, クレオール語
	赤道ギニア共和国	スペイン語 (公用語), 仏語 (第2公用語), ポルトガル語 (第3公用語), ファン語, ブビ語
	セネガル共和国	フランス語 (公用語), ウォロフ語など各民族語
	チャド共和国	仏語, アラビア語 (共に公用語)
	中央アフリカ共和国	サンゴ語 (公用語, 国語), フランス語 (公用語), 部族語
	チュニジア共和国	アラビア語 (公用語), フランス語 (国民の間で広く用いられている)
	トーゴ共和国	フランス語 (公用語), エヴェ語, カビエ語他
	ニジェール共和国	フランス語 (公用語), ハウサ語等
	ブルキナファソ	フランス語 (公用語), モシ語, デイウラ語, グルマンチェ語
	ブルンジ共和国	仏語 (公用語), キルンジ語 (公用語)
	ベナン共和国	フランス語 (公用語)
	マダガスカル共和国	マダガスカル語, フランス語 (共に公用語)
	マリ共和国	フランス語 (公用語), バンバラ語等
モーリシャス共和国	英語 (公用語), 仏語, クレオール語	

モーリタニア・イスラム共和国	アラビア語(公用語, 国語), プラール語, ソニケ語, ウォロフ語(いずれも国語) なお, 実務言語としてフランス語が広く使われている。
モロッコ王国	アラビア語(公用語), ベルベル語(公用語), フランス語
ルワンダ共和国	ルワンダ語, 英語(2009年, 公用語に追加され, フランス語に代わって教育言語となった), フランス語, スワヒリ語

日本の外務省のホームページにおいて、言語としてフランス語が記載されていた国は39にのぼる。この表にフランスが挙がっていないのは、なぜか日本の外務省のホームページではフランスについて言語の項目が設けられていなかったためである。しかしながら、フランスでは、1992年の憲法改正により、第2条に「共和国の言語はフランス語である」という一文が加えられており⁷⁾、在日フランス大使館のホームページでも、フランスの言語について「フランス語」と明記されているため⁸⁾、フランスがこの表に含まれるべきことは明白である。これを加えるとフランス語を使用している国は40ということになる。これらすべての国においてフランス語が「公用語」と定められているわけではなく、「通用語」あるいは「第二言語」としてフランス語が使用されている国も存在する。フランス語が公用語であることが記載されている国もあれば、そうでない国もあるが、これら40ヶ国から、前章で公用語と認めた29ヶ国を除いた11ヶ国について観察してみよう。これら11ヶ国とは、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、アンドラ、イタリア、バチカン、レバノン、アルジェリア、チュニジア、モーリシャス、モーリタニア、モロッコである。このうち、ドミニカ国で話されているのは厳密にはフランス語を基にしたクレオール⁹⁾である。イタリアについては、すでに見たように、国単位でフランス語が公用語となっているわけではなく、ヴァッレ・ダオスタ州という一つの州で公用語となっているに過ぎない。また、バチカンでは外交用語に限定されている。したがって、これら3つの国を除いた8つの国、すなわち、トリニダード・トバゴ、アンドラ、レバノン、アルジェリア、チュニジア、モーリシャス、モーリタニア、モロッコでは、フランス語が公用語ではないものの、通用語として使用されていると言えるであろう。これらのうち、アルジェリア、チュニジア、モロッコはマグレブ3国と呼ばれるフランスの

旧植民地であり、レバノンはフランスの旧委任統治領であるシリアから分離して誕生した国家である¹⁰⁾。

5. おわりに

本稿では、「フランコフォニー」を「フランス語話者の集まりとしてのフランス語圏」として捉え、どれくらいの国がこれに含まれるのかについて考察を行なった。まず、フランス語を公用語とする国については、29ヶ国とするのが妥当であると考えられる。フランス語を公用語としないが通用語として用いている国の数については、はっきりと規定されているものではないだけに明確に述べることはできないが、少なくとも8ヶ国がこれに該当するものと考えられる。また、国単位でフランス語が公用語や通用語となっていないものの、フランス語を公用語とする州や自治領を持つ国が少なくとも3つはあるようである。したがって、およそ40の国が「フランコフォニー」に含まれると言ってよいであろう。

一方で、「フランコフォニー」には別の捉え方もあり、単にフランス語という言葉を共有する集合体ではなく、政治経済的なつながりを持ったより大きな共同体を想定する場合もある。これについては次の課題としたい。

注

- 1) 西山 (2003) は小文字で始まる *francophonie* がルクリュに端を発する社会言語学的意味を持つものに対し、大文字で始まる *Francophonie* は「旧植民地の独立とともに歴史に再登場し、フランス語が国際語として再浮上する時期に」現れた政治文化的意味を持つものとして明確に区別している (cf. pp. 28-29)。また、ナドー、バーロウ (2008, p. 284)、鳥羽 (2012, p. 2) は、大文字で始まる *Francophonie* は「フランコフォニー国際組織」(OIF: *Organisation internationale de la Francophonie*) を指すとしている。
- 2) « Le français est langue officielle pour 29 pays, ce qui le classe au 2ème rang dans cette catégorie, après l'anglais. » (<https://www.diplomatie.gouv.fr/fr/politique-etrangere-de-la-france/francophonie-et-langue-francaise/la-francophonie/etat-des-lieux-du-francais-dans-le-monde/article/etat-des-lieux-du-francais-dans-le-monde>)
- 3) <http://accueil-etrangers.gouv.fr/modeles/articles-lies/article/pays-dont-la-langue-officielle-est>

- 4) <https://www.francophonie.org/Estimation-des-francophones.html>
- 5) フランス語を公用語とする国の数は資料によって異なるが、これは「公用語」をどう解釈するかによると考えられる。亀井他(1996, p. 539)は、日本における日本語、アメリカ合衆国における英語のように、その国の憲法において定められていなくとも、実質的に一つの言語が公式の場で独占的に使用されている場合も公用語として見なされるものとしている。フランス語を公用語とする国の数を29として挙げている資料は、憲法等の法律によってフランス語を公用語とすることを明文化している国のみを数えていると考えられる。本稿においても「公用語」と呼ぶためには憲法等に明記されていることを基準とする。
- 6) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>
- 7) 鳥羽(2012, p. 135) 参照。
- 8) <https://jp.ambafrance.org/> フランスの基礎データ
- 9) 異なる言語を話す人々が意思疎通のために臨時にあみだした簡易な音声言語コードが慣習的体系として確立したものをピジンといい、ピジンが母語化したものをクレオールという (cf. 亀井他, 1996, p. 313, p. 1104)。
- 10) ナドー, バーロウ(2008, p. 261) 参照。

参考文献

- 亀井孝, 河野六郎, 千野栄一 [編著] (1996): 『言語学大辞典第6巻【術語編】』, 三省堂.
- 鳥羽美鈴 (2012): 『多様性のなかのフランス語』, 関西学院大学出版会.
- ナドー, ジャン＝ブノワ, ジュリー・バーロウ (2008): 『フランス語のはなし』 (立花英裕監修, 中尾ゆかり訳), 大修館書店.
- 西山教行 (2003): 「フランコフォニーの成立と展望」, 『フランス語教育』, 特別号, pp. 21-31.
- NADEAU, Jean-Benoît & Julie BARLOW (2011): *Le français, quelle histoire ! La première biographie de la langue française*, Édition SW Télémaque, Paris.